

2009年11月5日

気象庁長官 殿

株式会社ウェザーニューズ
代表取締役副社長 宮部 二郎

上申書

弊社創業の原点は、1970年冬型の低気圧により小名浜港に停泊していた船に乗った尊い人命が亡くなったことにあります。急激に発達した低気圧に関する警報は出ていましたが、事故を避けることはできませんでした。この事故に接した創業者の石橋が、「船乗りの命を救うために何かできることはないか」という一念で創業されました。それから20数年、民間事業者として、あらゆる分野で気象リスクを少しでも減らすために、サポーター（利用者）の立場に立って、サポーターとともに、気象リスクを回避し、対応できるサービスを実践してきました。

今回は、直接的には台風18号上陸に関する貴庁からの口頭注意に端を発したのですが、その根底には、日本の防災・減災を今後さらに向上させていく上での大きなテーマがあると考えています。弊社もこのたびの台風上陸に伴い、携帯サポーターから2万通以上の現地のレポートが集まり交信する中で、多くのサポーターの力が結集すればできることがたくさんあることに気付かされました。同時に、これまでの防災・減災の考え方を考え直す時期を迎えていることも認識しました。

つきましては、貴庁が「台風に関する講習会」（10月29日）にて示された技術および法解釈に対する弊社の考えおよび要望をお伝えするとともに、今後の減災に関する弊社の考え方をまとめたものを添付します（別紙「減災 GENSAI ver.1.0 ネットワーク社会における新たな市民参加型の減災を目指して」）。日本の気象災害を少しでも減らすために、今後のあるべき防災・減災のあり方を、気象リスクに関わる多くの市民の皆さんとともに、議論する契機として捉えて頂きたく上申書として提出いたしますので、貴庁のご高配を賜りたく、宜しく願いいたします。

貴庁の「台風に関する講習会」(2009年10月29日)で示された「台風18号解析」に関する 弊社の見解および要望

1) 「コンパス法」を用いた天気図解析と台風中心位置決定について

貴庁の天気図解析において、台風の中心位置を推定する際に使用したコンパス法の気圧プロファイル（高橋の式）は、台風の中心付近に広がる目の範囲より外側では推定精度がよいものの、台風の目の範囲の内側から中心付近では現実との乖離が大きいと考えられます。このため、台風の中心が近づくほど中心位置推定の誤差が相対的に大きくなり、上陸等を判定する際の解析の決め手としては不十分であると考えられます。今後、貴庁におかれましては、「コンパス法」を用いた「手書きの天気図解析」という、誤差が拡大しやすくかつ迅速な修正の難しい旧来の手順にとらわれず、「最新の技術」と「あらゆる有用なデータ」を適切に活用していただきますようお願いいたします。また、弊社では貴庁の使用されたデータのほか、サポーター（利用者）からのレポート情報等も最大限に利用していますが、今回の台風18号では目の内側（中心からの最大強風半径の内側）に入ったかどうかを把握する非常に重要な情報となり、活用することができました。これらが貴庁の解析に参考となるようであれば、官民協力の一環として、提供することを検討させていただきます。

2) 予報業務許可の条件について

弊社では、2009年10月19日の上申書の通り、気象業務法において「予報」と「観測」は明確に定義されており、「観測」に基づいて行う解析は予報業務許可の対象ではないと認識しています。

貴庁は、10月29日「台風に関する講習会」の中で、予報業務許可の条件に付された「台風の進路等に関する情報は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること」とは「台風の位置、進行 方向・速さ、中心気圧、最大風速、暴風域等に関する現況及び予想の情報であって、予報に限定していない」ことを明らかにされました。あわせて、貴庁は、平成5年の気象業務法の一部改正案を審議した際の附帯決議を根拠としていることも明示されました。

弊社は、附帯決議が衆参両院の各委員会が法案の採決に際して、法律を執行する政府に努力目標や留意事項を記すものであり、尊重すべきものと考えておりますが、附帯決議そのものには一般的には法的な拘束力はないと認識しております。今回の貴庁の主張は予報業務許可の条件を予報以外の解析にまで広げるものであり、したがって、台風の位置を発表することは気象業務法に違反しているものではない、と考えています。

今後弊社では、貴庁情報との区別を明確にするために、情報の提供方法は検討していきますが、災害に直面している人を第一に考え、引き続きサポーターとともに、台風をはじめとした気象災害に関わる情報を可能な限り早く配信していきたいと考えています。